

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</p>	<p>愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</p>
<p>平成6年10月11日 条例第36号</p>	<p>平成6年10月11日 条例第36号</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～3 省略</p>	<p>1～3 省略</p>
<p>(選挙区に関する特例)</p>	<p>(選挙区に関する特例)</p>
<p>4 <u>旧市町村の合併の特例に関する法律</u>（昭和40年法律第6号。以下「<u>旧合併特例法</u>」という。）第15条第1項の規定により、上浮穴郡及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p>	<p>4 <u>市町村の合併の特例に関する法律</u>（昭和40年法律第6号。以下「<u>合併特例法</u>」という。）第15条第1項の規定により、上浮穴郡及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p>
<p>5 <u>旧合併特例法</u>第15条第1項の規定により、大洲市及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月11日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p>	<p>5 <u>合併特例法</u>第15条第1項の規定により、大洲市及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月11日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p>
<p>6 <u>旧合併特例法</u>附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる<u>旧合併特例法</u>第15条第1項の規定により、宇和島市及び北宇和郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年8月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p>	